

発行：日本福祉施設士会
<http://www.dswi-sisetusi.gr.jp>



福祉施設士

日本福祉施設士会生涯学習誌

特集

第47期福祉施設長
専門講座修了者紹介(1)

福祉施設士が
めざすもの

2024 October

vol.362

令和6年10月15日発行
(年4回15日発行)



日本福祉施設士会倫理綱領

日本福祉施設士会は、あらゆる人々の尊厳を重んじ、福祉施設の運営に精励し、国民の信頼に応えるべく、ここに会員自らの倫理綱領を定めるものである。

福祉施設士は、社会福祉施設の運営、管理の責任を担うものであり、社会福祉に関する深い専門的知識・経験の蓄積と倫理性、公共性に基づいた社会的責任を自覚し、福祉活動を展開しなければならない。

1. 福祉施設士は、利用者の基本的人権を尊重し、国民福祉の向上に努める。
2. 福祉施設士は、福祉施設運営の質的向上に努め、利用者中心の福祉サービス充実を図る。
3. 福祉施設士は、地域福祉向上のため、積極的にその役割を果たす。
4. 福祉施設士は、社会福祉における専門家としての自覚をもち、創造性と開拓性を発揮すべく自己の研鑽に励む。

(昭和58年11月12日 決定)
(平成21年3月18日 一部改定)



福祉施設士

日本福祉施設士会 生涯学習誌

Page
02

視点—福祉施設のリーダーに向けて

福祉施設士の再生策

福祉法人経営学会 会長 京極 高宣 氏

Page
04

特集 第47期福祉施設長専門講座 修了者紹介(1)

Page
19

特集 福祉施設士がめざすもの

- 女性支援法で何が変わるのか

社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会

女性自立支援施設 望みの門学園 園長

田尻 隆

Page
23

DSWIスクエア

- 九州・沖縄ブロックセミナー開催報告
- 東京都福祉施設士会 BCP研修開催報告

Page
28

あんでな

- 令和6年7月～9月の活動報告



視点－福祉施設のリーダーに向けて

福祉施設士の再生策

福祉法人経営学会 会長 京極 高宣 氏

私は、前々回(2024年4月号、通算360号)で述べたように、福祉施設士に関しては、いくつかの関わりをもっている。

そのうちの1つは、社会福祉士及び介護福祉士法(1987年)への関わりで、当時の厚生省社会局社会福祉専門官として、社会福祉士と福祉施設士の住み分けを確保したことである。厚生省社会局の幹部職員の中には、社会福祉士と名称がまぎらわしい福祉施設士は、廃止した方がよいとする考え方を持つ者も少なくなかった。しかし私は、福祉施設士は社会福祉施設のリーダー資格であり、社会福祉士のような社会福祉分野のジェネラルなソーシャルワーカーの資格ではないから、共存は十分可能だと考えた。一時期だが、福祉施設士を推進してきた全社協と社会福祉士を担当する厚生省は犬猿の仲であったこともあったかに記憶している。もちろん、斎藤十朗厚生労働大臣(当時)の発案で1987年1月から4ヶ月の短期で社会福祉士及び介護福祉士法(1987年5月)が成立したように、十分に議論を深められておらず、拙速なところも少なくなかったと思われる。そこで、福祉施設士も、社会福祉主事と同様に社会福祉士と併行

する資格として従来どおり維持するとして、現状のとおりとなった次第である。

さて、私は前々回において、福祉施設士を、本邦初めての福祉の国家資格である社会福祉士をベースに、社会福祉士の代替、補完、補強をするという歴史的意義を指摘した。福祉施設士は、1976年創設の福祉施設士講座(現:福祉施設長専門講座)を始まりとする。国家資格としての福祉資格は、1987年の社会福祉士及び介護福祉士法制定を待たなければならなかった。両者の関係は歴史的重みをもっている。

社会福祉士が誕生する前において、社会福祉士のいわば代替として、とりあえず福祉施設のリーダー格の民間資格ができた意義をそれなりに評価した上で、社会福祉士が成立した後は、福祉施設士の代替としての意義がかなり失われることはやむを得ない。しかし、今日でも、社会福祉士を安易に取得できない現場の社会福祉従事者にとっては、福祉施設士がその代替しての役割を依然としてもっていることに変わりない。しかも、社会福祉士は必ずしも福祉施設のリーダー資格を目指したものではない。福祉施設リーダーとしては、社会福祉士としての知識

に、福祉施設運営等の知識を加えなくてはならないという補完的対応が依然として不可欠である。現に、社会福祉士の専門知識に社会福祉施設の経営管理などが補われ、社会福祉士の資格の教科書にも福祉施設の経営が加えられるようになってきている。こうした補完の内容が補強と共に時代と共に変化していかなければならないのは当然である。まして、福祉施設のリーダーとして福祉経営の視点を強化し教育内容を充実させるには、相当の今日の工夫が必要である。そのために改革が求められていて、豊富な知識と技術の一層の充足が図られねばならない。

前回(2024年7月号、通算361号)の「視点」において、老人福祉法の産みの親の一人である潮谷総一郎氏が自発的に福祉施設士の取得を目

指したことが紹介されていたが、私にとっては、社会福祉士創設後、当時の全国経営協会長の吉村敦生氏(福祉施設士1期)が社会福祉士をあえて取得され、日本社会福祉士会の初代会長に就任されたことが想起される。歴史を紐解いても、福祉専門職の資格化に対し、福祉現場の真のリーダーは前向きに真摯に取り組む姿勢をもっていた。

福祉施設士も、資格取得で満足するのではなく、取得後に各自の実践事例の発表会を各都道府県で行うなり、より上級の福祉施設士(例えば、管理福祉施設士ないし上級福祉施設士(仮称)※)を誕生させたりするなり、追加的努力を図る必要があるだろう。

※上級福祉施設士(仮称)のイメージ(案)

最低条件	追加条件	試験科目
福祉施設士取得後、5年以上の現場経験	福祉法人経営関連科目、プラス最近5年間の実践事例報告	福祉施設士会の推薦による学識経験者を委員とした面接試験

(筆者作成)

第47期福祉施設長専門講座 修了者紹介(1)

本特集では、本年6月に標記講座を修了し、日本福祉施設士会に入会された福祉施設士の皆様をご紹介します。

このたびは13名の新入会員から、法人・施設の紹介、標記講座を受講されての感想、今後の抱負等についてご寄稿をいただいています。福祉サービスや施設経営への思いを感じ取っていただければ幸いです。

なお、第47期修了者紹介については、次号(2025年1月発行)でも特集を組む予定です。

〔ご寄稿いただいた新入会員の皆様(都道府県順・敬称略)〕

- | | | |
|-------------------------------|-----------------------------|-----------------|
| ① 子ども・障がいをもった方々の希望につながる支援を目指す | 北海道 ジャンプレッツ 副施設長 | 袴田 肇 (No.6185) |
| ② 地域と共に歩む施設づくりの視点(私点) | 福島県 児童養護施設アイリス学園 園長 | 青木美津雄 (No.6147) |
| ③ 「新しい組織創り」のために | 茨城県 あじさい学園八千代 管理者 | 岡安恵理子 (No.6166) |
| ④ 生涯学習誌「福祉施設士」に期待を込めて | 埼玉県 特別養護老人ホームひろ家 施設長 | 倉嶋美恵子 (No.6154) |
| ⑤ 地域福祉への挑戦 | 千葉県 うらやす和楽苑 事務課長 | 黒田 良 (No.6187) |
| ⑥ これから10年後の至誠学園を創るために | 東京都 至誠学園 施設長 | 山田 俊一 (No.6152) |
| ⑦ 社会福祉法人に求められていくことは | 東京都 社会福祉法人江東園 地域事業部門 事業部長 | 菊池 栄輝 (No.6213) |
| ⑧ 福祉施設士取得の先に見据えるもの | 東京都 なぎさ和楽苑 居宅サービス課長 | 遠藤 信裕 (No.6159) |
| ⑨ 未知なる時代に希望を | 神奈川県 はぐるま共同作業所 施設長 | 金田 圭二 (No.6177) |
| ⑩ 地域共生社会の実現のために | 奈良県 ソフィア東生駒こども園 園長 | 中畑 直実 (No.6197) |
| ⑪ 広い視野で福祉を捉えるために | 広島県 相談支援事業所久松共働センター 相談支援専門員 | 松山 健 (No.6192) |
| ⑫ 2040年に向けてインクルーシブ社会の実現へ | 福岡県 地域密着型特別養護老人ホーム弥生の里 施設長 | 田中 圭子 (No.6195) |
| ⑬ 地域ニーズへ応えられる法人として | 沖縄県 あやめ保育園 園長 | 金城 佑佐 (No.6189) |

北海道

子ども・障がいをもった方々の希望につながる支援を目指す

社会福祉法人麦の子会
ジャンプレッツ
副施設長 袴田 肇



1. はじめに

社会福祉法人麦の子会は1982年に設立されました。現在は職員数700名を超える法人として「共に生きる」をミッションとして掲げ運営をしています。当事者、職員、地域とともに寄り添い「困り感のある方々と共に生きる」「共に生かされる」ということを大切に、子ども・障がいのある人が自己実現、よりよいWELL—BEINGのために人生の応援者として支援することは私たちの責務だと考えています。

2. 福祉施設長専門講座を受講して

私は法人からの勧めで「福祉施設長専門講座」を受講させていただける機会をいただき、スクーリングを受講しました。

全国の様々な施設長、理事の方々の話から法人の理念、中長期の目指しているもの、取り組み、人材確保、人材育成のための話など話を聞くことができました。

また、講師の方々の経営管理のお話、時代や地域ごとに抱える問題に合わせた課題のお話、

グループワークを通しての意見交換と貴重な話を聞くことができ、様々な学びがありました。

中でも、研修の冒頭でもあったように現代社会は様々な世代がいる中で違う価値観をもった人たちが働いていてハラスメントに気を付けながらコミュニケーションをとっていくマネジメントが重要だということを感じました。

3. これから

地域とのつながり、人材確保、人材育成、今年の報酬改定による課題など多くの改善点がある中で今回の研修で経営管理について学ぶことで目の前の方々はもちろん、自法人、地域に少しでもより良いサービスが提供できるよう新しいことに挑戦していきたいと考えています。

また、個人の課題として様々な声を聞いたうえで現代に求められているものを実現できるように、固まった考えでなく、柔軟に考え常に選択肢を多く持ち、多くのことに挑戦していきたいと思います。



福島県

地域と共に歩む 施設づくりの視点 (私点)

社会福祉法人アイリス学園
児童養護施設アイリス学園
園長 青木 美津雄



1. はじめに

当学園は、昭和55年に虚弱児施設として開設しました。児童福祉法改正により平成10年に児童養護施設となり、今年で44年目を迎えます。学園名称はギリシャ神話の「虹の女神アイリス」に由来します。希望、平和、そして“夢”の象徴の神です。“豊かな心情・知性・健康な体を育み自立を支援する”という理念のもと、こどもとの何気ない日常での1コマ1コマの“関わり”を大切に、個別に必要な支援のあり方を考えながら24時間365日、職員一丸となって取り組んでいます。

2. 福祉施設長専門講座について

私は、令和5年4月に入職、5月に園長を拝命しました。その1ヶ月後には理事に就任し、法人施設の経営計画や管理についても重要な役割を担う立場になりました。そこで、本講座受講を自ら希望しました。

スクーリングでは受講者として、全国経営協役員や、参加された先生方から助言いただき、

施設を取り巻く地域の5年後、10年後の姿を何パターンも思い描きつつ、現実的な施設の経営課題を分析し、その解決方策を考えた1年でした。

3. “夢なき者に成功なし”

～幕末の志士吉田松陰の言葉より～

園長として、今よりもっと、こどもが最善の利益、幸せを享受できる施設を作るという“夢”を抱き、自分の“理想”を描き、“計画”を立てて、“実行”しなければ、こどもの養育を通じて、明確に施設の存在意義を地域社会に示すという最低限の“成功”はありません。“夢”を抱くのに年齢制限はないはずです。今後は自らの計画(目標)を日々見直しながら職員、こどもと一緒に新しいアイリス学園を育てていきます。こども達にとっていつか来る巣立ちの朝に、「学園の生活は“不便”だったけど、決して“不幸”ではなかった。」と思ってもらえるように。そして、こども達にも自分にも常に“夢”は叶えることができるものだということを言い聞かせていきます。

“夢は逃げない。逃げるのはいつも自分だから、あきらめるな”と。



茨城県

「新しい組織創り」 のために

社会福祉法人共生社
あじさい学園八千代

管理者 岡安 恵理子



1. はじめに

社会福祉法人共生社は、令和7年8月に40周年を迎える法人です。昭和60年に法人認可を受けてから約40年間、茨城県古河市と八千代町を拠点に、主に知的障がいのある方々を対象として福祉サービスを展開してきました。令和3年6月に理事長が変わり、「新しい組織創り」が始まりました。現理事長は、Well-beingの概念を基に、「スタッフが前向きに、積極的に実践に関わることができること」、そのために組織体制をどのように作るか、を大切に考えて、「新しい組織創り」に取り組んでいます。今回、福祉施設長講座を受講したいと思ったきっかけは、この「新しい組織創り」の中で、自分自身の学びを深めたいという思いが強くなりました。

2. 福祉施設長専門講座を受講して

私は、両親が法人の設立者であり、現理事長が母ということもあって、設立時からの創設者の思いや法人のあゆみを、職員や周囲の人達に

伝えていくことが自分の役割として重要であるという認識をしてきました。それもとても重要なことですが、今回、福祉施設長専門講座の学習を進めていく中で、自分自身がどう考え、どう行動していたかを振り返ることと、法人の理念や今後の方向性などを再確認し、たくさんの気づきと学びを得ることができました。また、全国から多様なジャンルの福祉に関わる方々とお会いし、一緒に受講する中で、それぞれの地域や法人の特徴・課題、今後の在り方などについて意見交換ができたことは、とても貴重な機会でした。

3. 福祉施設士として

福祉施設士として、私たち社会福祉法人が取り組むべき課題を常に考えながら、法人の新事業の立ち上げにまつわる人間関係の構築と、SWOT分析を行い、事業計画に反映させていくことを重点的に行いたいと思います。

また、「新たな組織創り」の基であるWell-beingの実現に向けて、組織の在り方、仕事への取り組み方、スタッフ同士の関わり方を変えていくことができるよう、今後も継続して学ぶ機会を作り、精進してまいりたいと思います。



埼玉県

生涯学習誌 「福祉施設士」に 期待を込めて

社会福祉法人喜多路
特別養護老人ホームひろ家
施設長 倉嶋 美恵子



このたび、福祉施設長専門講座を修了し、福祉施設士会に参加させていただきました。私は2001年にNPO法人で介護事業をスタートし、社会福祉法人で地域密着型特別養護老人ホームを開設したのは6年前です。規模も小さく、ヨチヨチ歩きの法人ですが、入居高齢者と家族、働く職員、法人運営、そして地域に目を向けつつ、日々を過ごしています。

〈全社協との出会い〉

1992年だったと思います。諏訪中央病院の医師が東京で仕事をされることになりました。今井澄さんです。彼は着任すると直ぐに、ADA法（障がいを持つアメリカ人法）の研修会を開催し、私は偶然の参加でした。講師は全社協の職員の方で、そこが、私と全社協の初接点です。ADA法は興味深く、バリアフリーの考え方や移動の自由等、障がいを持つ人が社会生活を営む機会を保証する内容です。また、ホワイトハウスの庭には、車椅子姿の大統領像があるそうです。世界恐慌時にニューディール政策を進めた、フランクリン・ルーズベルトの像です。障害部



分を車椅子で補い、大統領の激務を成し遂げました。このエピソードは忘れることのない驚きと、ADA法が社会に及ぼす可能性の拡大等、新時代の到来を嬉しく思いました。情報の少ない時代でしたから、全社協の講師に感謝です。

〈生涯学習誌「福祉施設士」361号を読む〉

日頃、私が疑問に感じたり、困ったりすることに対するヒントが丁寧に書かれています。例えば、「組織の成長」や「利用者にとって、恵まれた福祉施設とは？」等は、大変参考になりました。実際に施設運営を担われる方から、今後も具体的な話を読めるのは、とても楽しみです。苦勞を物ともせず、時代の真ん中で他者の可能性を守り続ける。この様な福祉施設士会に参加させていただき、社会福祉法人喜多路は幸運です。

手探りで進んだ数年から、今回も偶然の連続で、灯台を見つけた気持ちです。歩みの遅い私ですが、全国の皆様の声を楽しみつつ、期待を込めて読み続けたいと思います。

千葉県

地域福祉への挑戦

社会福祉法人東京栄和会
うらやす和楽苑
事務課長 黒田 良



1. 法人及び施設について

社会福祉法人東京栄和会は、昭和40年足立区において東京23区内で最初、市街地に建設された特別養護老人ホームとしては我が国で初めての施設を整備して以来、高齢者福祉事業を一途に歩み、昭和55年江戸川区移転、平成14年法人分離を経て、来年特養開設60年、千代田区での相談業務受託から30年、浦安市における特養開設10年を迎えます。創設より「思いやりの心の介護の実践」のもとに先駆的に地域福祉に貢献し、様々な形で地域のセーフティネットとしての活動を継続しています。

私が所属するうらやす和楽苑は開設10年目、ユニット型54床、従来型30床の特別養護老人ホームに認知症対応型通所介護、居宅介護支援事業所、診療所を併設し、市内2か所の地域包括支援センターを受託しています。

2. 福祉施設長専門講座を受講して

介護現場経験の無い私は、事務課長として財務・労務管理的視点で事業所運営に携わってき

ました。これから運営の中心的立場に立つには、多角的な視点で施設、地域について考え、対応していく能力が必須となります。その学びの場として福祉施設長専門講座を受講しました。課題に取り組むにあたり、地域のことを全く知らずにいたことを痛感しました。人口や高齢化率等数字をなんとなく調べて知った気になっていましたが、地域の特性や課題を調べていく過程で様々な気づきがありました。社会福祉法人として地域にどのような形で貢献できるか、そのために必要なことは何か、これまでの取り組みはどうだったかと考えることで様々な課題が見つかりました。また、全国の施設の方と意見交換することができたことは大きな財産になりました。

3. 地域福祉への挑戦

当法人の中長期計画のビジョンは「地域福祉への挑戦」です。地域を知り、地域に必要なとされる法人となる、この実現のために今回の学びを活かし、多くの意見を聞き、多くの頭で考え、多くの力を集めて実現していくリーダーになりたいと思います。



東京都

これから10年後の 至誠学園を 創るために

社会福祉法人至誠学舎立川
至誠学園

施設長 山田 俊一



1. 法人・施設の紹介

「至誠学舎」の歴史は、1912年(明治45年)、初代稲永久一郎が2名の浮浪の虞犯少年を自宅に引き取り、製菓問屋を営む中で更生自立の道を歩ませたことが始まりでした。その後、地域社会のニーズに応えるべく高齢事業本部、保育事業本部、そして障害事業を含めた児童事業本部に分かれ、それぞれの部門の拡充を図って今日に至っています。法人職員数は現在1500名を超え、1998年(平成10年)に法人組織を二分割し「至誠学舎立川」として2022年(令和4年)に創立110周年を迎えられました。

昭和26年に開設した児童養護施設「至誠学園」は法人の理念である「誠の心」のもとに地域や業界のニーズに対して先駆的・積極的に答える法人の風土を発揮し、地域交流や児童健全育成事業、施設の専門機能を生かした事業展開を行ってきた施設です。同法人内に低年齢の児童の養育と早期家庭復帰支援をコンセプトにした「至誠大地の家」と、高齢児を中心とした自立支援の強化をコンセプトにした「至誠大空の家」を開設し、児童養護施設を機能的・発展的に展開してきたことも特徴的です。

至誠学園は定員62名で、子どもたちは本体施設に4つの小規模グループケアがあり8名定員で生活しています。また地域小規模グループケアのグループホームが定員6名が1か所、地域小規模児童養護施設として4か所、計5か所

のグループホームを立川市、日野市、国分寺市に展開しそれぞれの地域で生活しています。その他、立川市と日野市と契約し最大6名定員のショートステイ事業を本体施設で運営しています。

2. 福祉施設長専門講座を受講したきっかけ、受講中に感じたこと

施設長に就任したとき、法人内の諸先輩から受講を勧められました。とにかく勉強になるということでしたのですぐにでも受講してみようと思いました。

普段の業務に追われながらの事前課題への取り組みやレポート提出には苦しみもありましたが、集中して施設の経営や施設長としての役割について学ぶことができたのはとても貴重な機会となりました。またロフォス湘南での研修では同じような立場の仲間と共に学びあえたことも支えになっています。食事もたいへん美味しかったです。

3. 今後の抱負等

法人の理念とモットーである「明るく・直く・健やかに」を心に刻み、私自身が大切にしている「誰のために・何のために行うのか?」という指針を持って施設の児童、職員、地域住民、児童福祉業界、関係機関それぞれのニーズをとらえ、実施可能なより良い事業展開を目指していきます。そのために早速本研修で学んだシート分析や優先順位づけ、具体的な計画の立案などを生かし、今年度の事業計画を主任層と共に作成してきました。焦らずとも着実に、職員たちと共にこれから10年先の素敵な施設づくりを想像・創造し、歩んで行きたいと思います。



東京都

社会福祉法人に 求められていくことは

社会福祉法人江東園
地域事業部門

事業部長 菊池 栄輝



1. 社会福祉法人江東園の歴史

昭和37年に養護老人ホームを開設したことから始まり、高齢者事業や保育園事業、障害者事業と時代の変化による社会福祉ニーズに応えるべく事業を展開してきました。

昭和62年の施設建て替えを機にお年寄りから子どもまで一つ屋根の下で生活をする「幼老複合型施設」が日本で初めて建設され、「世代間交流」が本格稼働しました。

令和に入り、地域共生社会の構築の拠点として「なごみの家瑞江」の事業委託も受け、公益事業の強化へも取り組んできました。また、令和5年に法人理念の見直しも行い「幸せ追求者」として施設利用者に限らず地域住民や働く職員も含めた、全ての人々の幸せを考える形に生まれ変わりました。

2. DNAを引き継ぐ覚悟

法人理念の見直しにあたり、これまで法人を支えてくださった先輩と深く話し合い「DNA」を引き継ぐタイミングがやって来ました。

今、そして未来を支えていく職員へこのDNAを引き継ぐ役割、もう目の前に来ている社会課題に応えられる法人として、江東園を健全に経営していくために、経営者層としての視点や能力開発が必要であると実感しているところこの研修と出会い、覚悟を持って参加させていただきました。

3. 幸せ追求者

今回、福祉施設長専門講座を受講し、自身の思考の偏りや弱み、経験から得た強みが見えてきました。マニュアルや人財マネジメントに関しては、これまでの振り返りと強化の時間となりました。そして、財務に関する知識と経験不足が顕著で、財務状況把握のためにも新たな知識を学びなおさなければいけないことがはっきりしました。また、法人の中長期計画では多くの社会情報を集め分析し、未来の社会ニーズに応える姿を現実的に創造する力と実行する推進力が足りていないこともを見つけることができました。

この講座では多くの同じ想いをを持った仲間と出会うことができ、刺激されました。この人脈を生かし、法人理念である「幸せ追求者」を一步一步進んでいきます。



東京都

福祉施設士取得の 先に見据えるもの

社会福祉法人東京栄和会
なぎさ和楽苑

居宅サービス課長 遠藤 信裕



1. はじめに

昭和40年、「なぎさ和楽苑」の前身である「博愛ホーム」が都内区部第一号の特別養護老人ホームとして足立区鹿浜の地に開設し、その後、近代化に伴う首都高速の建設があり、昭和55年現在の江戸川区西葛西に移転しました。全国初となる区有地（葛西臨海寮跡地）の無償提供を受け、地域に開かれた施設づくりを行ってまいりました。現在、東京栄和会は3拠点に於いて、高齢者福祉サービスでの事業を展開しております。

2. 受講に際して

当法人では、永年に亘り中枢職員による中長期計画策定を行っており、“次世代を担う部課長が受講し、今後の法人・施設運営に反映するとともに地域共生社会を見据えた地域づくりにも目を向けられたい”との話があり、私を含め各拠点から3名が福祉施設士専門講座を受講することとなりました。

当施設では、障害分野に於ける、計画相談、障害者短期入所、障害者入浴サービスなどを実施しておりますが、障害児（者）・施策への理解は十分ではないと感じておりました。そして、

地域共生社会を目指すには、高齢、障害という垣根を超え“福祉サービス・施策全般へのアンテナを高く張ること”への学びを得るべく受講の準備をいたしました。

3. 受講しての成果

1回目のスクーリング前の事前課題では、思っていたこと、考えていたこと、調べ気付いたことを文字化・文書化することで、現状の課題整理ができました。また、スクーリングに参加し、分野や地域は違えども、社会福祉法人としての在り方や当法人・施設運営の示唆も多くあり、興味・関心が尽きませんでした。

2回目のスクーリングでは、社会福祉施設の経営管理ワークシート（SWOT）分析がメインでしたが、私個人の見解や想いだけでなく、管轄のセクション課員とのディスカッションで新たな気づきや、こうした機会ではないと聞けないそれぞれの考えや想いを知る貴重な経験となりました。

4. 今後について

福祉施設士としての矜持を持ち、施設の安定運営を目指すと共に、地域に住まう方々が「困ったことがあったらまずはなぎさ和楽苑に行って相談してみよう」と思っただけの施設づくりを、職員が同じベクトルを持ち進めることに尽力したいと思っております。



神奈川県

未知なる時代に 希望を

社会福祉法人はぐるまの会
はぐるま共同作業所
施設長 金田 圭二



1. 福祉施設長専門講座を受講するにあたって

私が所属する社会福祉法人はぐるまの会は、障害福祉としての活動を始めて40年が経過しましたが、その40年のうち半分はいわゆる「無認可作業所」として、制度ではカバーしきれない、障害のある成人期の人たちの社会参加と権利保障の推進に役割を果たしてきました。2002年に法人格を取得し、少しずつですが規模も大きくなって「社会的責任」と向き合わなければならぬ自覚も膨らんできました。腰が引ける思いもありましたが、皆さんに胸を借りるつもりで受講させていただきました。

2. 未知なる時代の存在

集合研修の「日本福祉施設士会の紹介」において、一番最初に藤田会長から「今我々は未だかつてない厳しい時代に突入している」というお話がありました。2025問題、さらには2040問題、日本が経験したことない未知なる時代に足をつっ込んでいるという事実恐怖感

すら覚えました。そして講義や課題に取り組む中で、生き残るために戦略的にマネジメントしていくことが必須になるのだという意識が、恥ずかしながら今回の受講で初めて明確になりました。

同じ受講者の方からは計画的なダウンサイジングや、制度をまたいだ連携など有意義な話を聞くことができました。法人をとりまく状況は違えども、人材不足、とりわけ中間層職員の不足や人材育成の困難など、我々が抱えている課題感は大きくは変わらないし、だからこそ全国から集まって生の声が聞けるこの機会は非常に重要であったといえます。

3. 不安を希望に

私にとっては、やはり行きつくところは「人」です。サービスの質の向上、地域生活課題の克服など、法人としての悩みは未来永劫続いていくでしょう。だから、それに立ち向かって解決しようという職員のエネルギーが組織に常に備わっていれば何とかなるのではと思っています。職員一人ひとりが「きっと良くなる」につながっていると信じられるような組織づくりを構築したいし、そう信じるのが私の希望になっているのです。



奈良県

地域共生社会の 実現のために

社会福祉法人みやび
ソフィア東生駒こども園
園長 中畑 直実



◇ はじめに

私が所属する社会福祉法人みやびは、現在、大阪市、生駒市、奈良市の3拠点で保育園、こども園、つどいの広場と児童福祉事業を展開しています。平成24年に社会福祉法人立となり、現在に至ります。教育・保育に特化した事業展開を目指し運営しておりますが、時代の流れが早く、社会情勢が刻々と変わる中、質の高い保育の提供の今後をどう考えるのか日々思考しています。法人の基本理念である「心育て人育ち」がぶれることなく、人間としての本質が心育てにあることを念頭におき、充実した地域の乳幼児期の子育ち、子育てニーズに特化した教育保育サービスの提供ができる法人であるよう努力していきたいと考えています。

◇ 福祉施設長専門講座について

園長としての資質を高め、園と法人を高めていきたい…と悩み模索していたところ、ある研修で隣の席におられた園長先生から「福祉施設長専門講座は絶対受けたほうが良い。力になるよ。今年度の研修申し込みまだ間に合うよ!」



と言われ、翌日の締切日に急いで申し込みをしました。レポート・ワークシートの作成に四苦八苦し、中央福祉学院までの道のりの遠さにひるむこともありました。が、今、客観性そして専門性を持ち、自分の置かれた法人の強みや弱みを分析する意欲的な目を持たせていただいたこの研修に感謝しています。

また、最後のレポートを書き上げた自分にも自信を持てた講座でした。

◇ これから

法人の経営理念、組織の使命、目的機能を最大限生かす分析の方法を学んだことを活かし、職員とともに、地域から支持される法人となるための努力をしていきたいと考えます。そのため、地域共生社会の実現のための法人の役割の認知、組織外部や内部の環境の特性の把握など具体的な行動指針を実践していかなければと思います。法人で働く職員の満足な顔、園を利用する子ども達、保護者の笑顔、地域の子育ち・子育て拠点としての充実した存在、これらの目的を果たすため、一つ一つの課題を克服し歩んでまいります。

広島県

広い視野で 福祉を捉えるために

社会福祉法人共働福祉会
相談支援事業所 久松共働センター
相談支援専門員 松山 健



1. 法人概要と理念

社会福祉法人共働福祉会は広島県の最東部福山市において障害福祉サービス事業を総合的に実施しています。法人の理念として「私たち共働福祉会は、『共に生き、共に学び、共に働く』を合言葉に、福祉サービスの提供を通じてご利用者と職員の日々の充実と自己実現を追い求めます」を掲げ、みんなが自分らしくあたりまえにすごせる社会、地域、事業所を実現できるよう努めています。「共に」のキーワードは、日本福祉施設士会のスローガンと似ており共感を覚えました。

2. 福祉施設長専門講座について

社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した時点で、福祉施設長専門講座を受講することは心に決めていました。幅広い知識を学んだ後は、より実践的に学びたいとの思いが強まり、高い志を抱く管理者、経営者層が集う場において

自身の意識を改革することが目的でした。

カリキュラムの中で、まずレポート作成では、法人経営を進めるにあたり頭の中にイメージはあるものの、表出の段階までは出来ていなかった考えを文字起こしすることでより具体化させることができました。また2度のスクーリングにおいて、事業種別、法人規模、地域性など様々な枠を超えて意見を交わしながらワークをすすめられたことは自身にとって大きな糧となり、また緑深い葉山の地で全国の仲間に出会えた事は良き思い出となりました。

3. 今後の抱負

まずは福祉に関わるひとりの人間として、何が求められているのか、どのような行動を起こすべきかを福祉施設士会の活動から学ばせていただきます。そして自法人にあった形にアレンジして取り入れ、ニーズに沿った事業展開を実施していきます。その中で直近の課題である必要不可欠な経営資源である「人」の魅力を発信していき、結果として地域に求められる法人になれるよう尽力していきます。

最後になりますが、これから本会をしっかりと活用し、多くのことを吸収させていただきます。



福岡県

2040年に向けて インクルーシブ社会の 実現へ

社会福祉法人若草会
地域密着型特別養護老人ホーム
弥生の里
施設長 田中 圭子



1. はじめに

当該施設は、福岡県の南西部に位置し人口約6万人高齢化率30%の地域に所在します。地域密着型特別養護老人ホームとして、29床のユニット型と10床の短期入所生活介護を提供しています。2020年にM&Aにより医療法人と合併し、同年4月1日から社会福祉法人若草会 弥生の里として開設されました。

筆者は、医療法人の看護部に在籍しておりましたが、2021年11月、当該施設の施設長の転籍辞令により、現在に至っています。

2. 福祉施設士資格取得までの経緯

社会福祉施設の経験がなかったため、まず2023年3月に社会福祉施設長資格認定講習課程を修了し、1年後の2024年3月に福祉施設士の資格を取得することができました。福祉の世界に入り0からの出発でしたが、学ぶことで自施設の課題も見える化することができました。そして、今まで見え

ていたと思っていたことが、研修で全国の方と交流を持ったことで「木を見て森を見ず」であった自分自身を振り返ることもできました。

3. 2040年に向けて インクルーシブ社会の実現へ

医療の世界では、患者さん一人ひとりの“生きること”を支援し、急性期の病院で働いていたため、5日～10日で入退院するという短期間の関わりがほとんどでした。今、福祉の世界に勤務するようになり、複雑な課題を抱えたご家族、入居者と関わるが多くなりました。多様な生き方、地域の格差を知ることで“生きること”を支援するだけでなく“幸せを提供する仕事”をしていると考えます。ご家族や入居者一人ひとりの生きがいをまもり、孤立させずに地域社会の一員として包み込んでいく役割が私たち施設職員一同の役割です。

施設職員は縦割りではなく横串で一丸となって地域住民と連携しながら支援できるようこれからも取り組みたいと思っています。

また、福祉施設長専門講座で学んだことを活かし、地域の状況を俯瞰し、既存の制度・仕組みでは対応できない課題に対しては積極的に行政と相談しながらマネジメント力を磨きたいと思っています。



沖縄県

地域ニーズへ 応えられる法人として

社会福祉法人千草福祉会
あやめ保育園
園長 金城 佑佐



当法人は現在、保育所・こども園5カ所、放課後健全育成事業2カ所、地域子育て支援拠点事業2カ所、障害児通所支援事業1カ所の事業を運営しており、児童福祉分野で多機能化を目指し事業運営をしておりました。しかし、この数年、働き方改善(労務環境改善)、少子化、保育士・人材不足などから収支状況は徐々に悪化し、複数施設や多事業を運営することの課題も顕在化していきました。

そのような経営課題を解決すべく、糸口を見つけることができればと思い、福祉施設長専門講座を受講しました。「SWOT分析をもとにした中期計画・アクションプラン作成」、「地域共生・公益的な取り組みを通じた既存サービス外のニーズ対応」、「業務標準を活用した福祉サービスの品質マネジメント」など、多くのことを学びました。

特に研修課題である中期

計画作成は、職員と一緒に課題を分析し掘り起こすことから始まりました。法人をとりまく外部環境の機会と脅威についても、おおむねどの法人でも共通しているのだろうと考えておりましたが、とらえ方や内部環境分析の強みと組み合わせるとことで、課題解決の可能性を見出すこともできました。実行可能なアクションプランを策定する過程をとおして、他法人との差別化のヒントや今まで気づかなかった当法人の強みを発掘することもできて、現状を打開して行けるのではないかと手ごたえを感じるようになりました。課題提出時には、より具体的で実現可能性の見込める実施計画としても落とし込むことができました。その後、さらにブラッシュアップし、現在では令和6年度の当法人の中期事業計画として、実際に運用し法人全体で取り組んでいます。

福祉施設長専門講座では大きな学びと貴重な体験を得ることができました。これからも福祉施設士として学び続け、地域になくはない法人として地域の福祉ニーズに適合していけるよう成長させていきたいと考えております。



〈参考〉 日本福祉施設士会 福祉施設長専門講座受講期別・都道府県別会員数
(令和6年9月24日現在)

期	会員数
1	4
2	14
3	9
4	6
5	8
6	4
7	9
8	11
9	9
10	8
11	16
12	14
13	8
14	10
15	11
16	11
17	9
18	10
19	14
20	19
21	15
22	16
23	18
24	14
25	16
26	13
27	18
28	18
29	22
30	17
31	18
32	29
33	34
34	28
35	26
36	24
37	21
38	21
39	21
40	23
41	24
42	20
43	28
44	23
45	24
46	20
47	68
合計	823

都道府県	会員数
北海道	22
青森県	10
岩手県	7
宮城県	16
秋田県	13
山形県	5
福島県	18
茨城県	39
栃木県	8
群馬県	13
埼玉県	31
千葉県	43
東京都	64
神奈川県	39
新潟県	18
富山県	1
石川県	5
福井県	7
山梨県	5
長野県	13
岐阜県	5
静岡県	16
愛知県	17
三重県	6
滋賀県	22
京都府	16
大阪府	47
兵庫県	26
奈良県	19
和歌山県	9
鳥取県	0
島根県	7
岡山県	6
広島県	31
山口県	12
徳島県	2
香川県	21
愛媛県	3
高知県	13
福岡県	53
佐賀県	13
長崎県	23
熊本県	22
大分県	8
宮崎県	15
鹿児島県	17
沖縄県	17
合計	823

福祉施設士が めざすもの

今号では、下記の会員より、「女性支援法で何が変わるのか」と題してご寄稿いただきました。女性支援法制定の意義と必要性、民間団体との協働、若年女性への支援等について紹介されており、皆様の施設福祉や地域福祉の実践に、お役立ていただければ幸いです。

また、本特集へのご意見・ご感想や皆様の実践もぜひお寄せください。

女性支援法で何が変わるのか

千葉県 社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会
女性自立支援施設 望みの門学園

園長 田尻 隆(34期 No.4692)

千葉県

女性支援法で 何が変わるのか

社会福祉法人ミッドナイトミッション
のぞみ会
女性自立支援施設 望みの門学園
園長 田尻 隆



1. はじめに

望みの門の誕生のきっかけは第二次世界大戦における日本の敗戦であり、もしそれが起こらなければ望みの門は存在しなかったことでしょう。敗戦により国土は焼け野原となり、社会は壊滅状態となりました。国民は飢え、生き延びるのに必死です。そのような状況にあって生きていくためにやむを得ず悲惨な状況に身をやつた女性も少なくはありませんでした。このことに心を痛めた牧師で社会事業家でもある賀川豊彦が彼女たちの救出を願って西ドイツの教会に助けを求めました。その要請に応えた団体の一つがMBKミッションで、二人の女性宣教師

を日本に送り出しました。望みの門の歩みはこの二人によってはじめられることとなります。1953年貨客船で横浜港に到着した二人は東京で活動を始めました。その後1956年に売春防止法が成立して千葉県にも婦人保護施設が必要となり婦人相談所からの要請に応じて望みの門学園は開設したのです。

2. 旧婦人保護事業の限界

旧婦人保護事業は事実上、国による女性支援事業の役割を果たしてきました。旧婦人保護事業の根拠法である売春防止法（以下、売防法）は売春を行うおそれのある女性（要保護女子）の保護更生を目的としていました。そして処罰された女性が売春を繰り返さないように婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の3機関を全国に設置しました。しかし売防法の目的は人権擁護ではなく性道徳と社会の善良な風俗の遵守にありました。したがって旧婦人保護事業の目的とした要保護女子の保護更生とは、女性が売春を行わないようにするために女性の道徳観や規範意識を是正することであり、その結果、旧婦人保護事業は一時保護所や婦人保護施設での集団生活を通して女性を指導して規則を守らせ、社会秩序遵守の道徳観を醸成すること優先したと考えられます。つまり旧婦人保護事業は女性の人権保障とは全く相反する思想に基づき形成されたのでした。

3. 女性支援法制定の意義と必要性

本年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下、女性支援法)が施行され、旧婦人保護事業の婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設はそれぞれ女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設と名称を変更



しました。女性支援法の重要な基本理念は、当事者の意思を尊重した当事者中心の支援を行うことです。女性支援法は女性一人ひとりの意思が尊重されたうえで女性が直面する困難とその背景、心身の状況に応じた最適な支援の提供を行うとしています。当事者にとっての最適な支援を受けることで福祉増進が図られるように、発見(早期把握)、相談、心身の健康回復(被害回復)のための援助や自立支援などの多様な支援を包括的に提供する体制の整備を求めています。

当事者中心主義の支援は、これまで行われてきた行政による管理主義的な指導の対極にあると言えます。つまり売防法の保護更生の思想に基づいた集団生活での処遇管理のための上から目線による指導ではなく、文字通り当事者を真ん中にした支援を目指しています。これは旧婦人保護事業における支援の反省に基づきます。そこで重要なのが本人の意思の尊重です。旧婦人保護事業では本人の意思決定過程への支援がないまま、一時保護所では「携帯が使えない」「通勤・通学ができない」「外出の自由がない」「規律が厳しい」など、マイナスの情報ばかりが提供されいます。これでは一時保護入所に消極的にならざるを得ません。女性支援法による支援は文字通りの「当事者の意思を尊重した支援」が求められます。特に支援方針を決定する支援調整会議の個別ケースカンファレンスには可能な限り当事者が参加して意見を表明するとともにより良い支援が選択できるようにしなければなりません。

2023年刑法改正で「不同意性交等罪」が制定・施行され暴行・脅迫やアルコール、虐待や立場の影響などを使って相手が嫌だと言えない、嫌だと思えない状況にさせたいうでの性交は犯罪となる事になりました。しかし現在に至っても女性の意思が聞かれない、尊重されな

い事の方が多いと言えます。被害を受けても行政機関への相談が圧倒的に少ないのも、女性には相談してもそのまま受け止めてくれるだろうか、どうせわかってもらえない、信用されないという負の経験が多いからです。まず女性の意見を聞くことが大事になります。ただし性暴力やDV被害の影響により、意思決定や意見をまとめる力を奪われているかもしれないし、気持ちが揺れることもあります。女性支援法は女性であることで直面する困難やその背景事情や心身の状況に目を向けてこなかった行政の対応を根本的に見直すことを求めています。

4. 民間団体との協働

民間団体の女性支援の特徴として先駆性や多様性、柔軟性、専門性などが挙げられますが、困難に直面する女性への支援で最も重要なことは民間支援団体の支援における当事者性の徹底と一人ひとりへの支援(個別支援)及び継続的な伴走型支援の実践です。女性支援法の議員立法に中心的に携わった議員の関心は性暴力被害に遭う若年女性の支援と性暴力被害防止のための総合的な施策を打ち出すことにありましたが、女性支援はそれにとどまるわけではありません。貧困問題が懸念される中高年女性や外国人や障



ある日の活動風景

害がある女性など複合差別に直面する女性の支援団体との協働も求められています。

5. 若年女性への支援

若年女性は心の状態、メンタルヘルス、自殺念慮、自傷行為、家族の悩み、虐待、人間関係、学校、仕事、性暴力、貧困、家出、性風俗、妊娠・中絶など多様な困りごとを抱えています。行政は彼女たちにとって相談のハードルが高く、相談支援に最も遠い存在であります。若年女性は自分の経験や気持ちを言語化するのが苦手であり、信頼できる大人が近くにいない、自尊感情を持たずに自己評価が低い、日本社会の根強い自己責任論の影響からか自分が悪いと自分を責める。相談する資格がないなどと思いこむ傾向にあります。また「親や学校には絶対に知られたくない」という気持ちが強く、匿名での相談を希望するようです。匿名での相談は公的機関などでは難しいかもしれませんが、安心して相談が出来ること、個人情報の秘匿は厳守されることが必要です。

6. これからの女性自立支援施設の目指すもの

婦人保護施設時代の施設の役割は管理が中心でした。例えば食事の時はみんながそろって「いただきます」をしてから食べ始め、全員が食べ終わるのを待ってから「ごちそうさま」をするというルールです。また利用者の皆さんは同じおっぱのヘアスタイルで同じ赤いジャージを



望みの門バザー（中古衣料販売）

着ています。集団で暮らす以上ある程度仕方ない面もあったと思いますがその生活には管理が優先されていました。自己選択や自己決定とはおよそ縁遠い生活です。自立支援、個別支援、メンタルケア



一泊旅行にて

など本来必要であった専門的な支援は不十分でした。今回、新たに女性支援法ができたことでいちばん変わるの、支援を必要とする女性の意識や社会での扱われ方だと思います。売防法から脱却しました。地域密着型の新たな機能をもっと開いていかなければなりません。大きな課題は周りの人たちや私たち職員の意識改革です。先ず女性支援法が施行されたことが社会にあまり知られていません。いろいろな機会に積極的に働きかけることが必要です。売防法から68年間続けられた管理の感覚を切り替えるのは簡単ではありません。私たちが目指すのは「利用者は権利の主体であり、その権利は守られなければならない」そして支援の中核に「当事者を真ん中に」すること、「安心、安全、信頼のある環境、関係の整備」です。施設はただ生活する場所ではなくて、新たな自分との出会いの場でもあります。新たな自分を知り、育ち育てられる場所です。そのことを私たちが認識し、支援につながる環境の整備が必要です。女性支援法を生かせるまでにはまだ時間が必要ですし、議論が必要です。しかし一歩は確実に踏み出しました。今後の私たちの実践の真価が問われます。売防法から脱却した女性支援法は困難を抱える女性一人ひとりに寄り添う法律であることを信じ、その実践に向かって歩んでまいりたいと思います。

第32回 九州・沖縄ブロックセミナー熊本大会 開催報告

九州・沖縄ブロック福祉施設士会 ブロック長
熊本県 社会福祉法人善隣福社会 理事長

岡田 好清 (14期 No.2019)

令和6年8月8日(木)から9日(金)にかけて、福岡県中小企業振興センター(福岡市博多区)にて、「第32回令和6年度日本福祉施設士会九州・沖縄ブロックセミナー熊本大会」を開催しました。セミナー参加者は九州各県と他ブロックを含め82名を数えました。

以下、セミナーの概要を報告します。

研修1日目は、沖縄県福祉施設士会の玉城政会長の開会の辞から始まり、岡田好清ブロック長が主催者と管理者を代表し挨拶を行いました。続いて大会後援者である熊本県社会福祉協議会の良永彌太郎会長よりお祝いのご挨拶をいただきました。また、日本福祉施設士会の藤田久雄会長からもご挨拶をいただき、引き続き基調報告をいただきました。

第32回九州・沖縄ブロックセミナー熊本大会 参加者内訳

〔九州・沖縄ブロック〕 福岡県19、佐賀県11、長崎県10、熊本県22、大分県3、宮崎県7、沖縄県1
〔その他のブロック〕 埼玉県1、東京都1、愛知県1、滋賀県1、和歌山県2、高知県3



岡田好清 ブロック長



熊本県社会福祉協議会
良永彌太郎会長

基調報告



藤田久雄会長

基調報告では「福祉施設士による地域活性化への模索」と題し、組織プロジェクトチームの活動内容や藤田会長の所属法人及び施設が典型的な人口減少地域で様々な困難に直面する中、地域の活性化に資するための活動事例を述べられ、今こそ福祉施設士が社会の中で中心的な役割を果たしていくときであると情熱的に話されました。

次に基調講演は、厚生労働省の前老健局総務課統括調整官（現大臣官房人事課企画官）の奥山晃正氏が講師となり、「近未来の社会福祉・福祉施設の在り方を今一度考える」と題して、①二度の震災対応を経て感じる福祉の役割、②日本の人口減少の現状と課題、③近未来の福祉の在り方についての3点についてそれぞれ話されました。まず、①については、奥山氏自身が熊本県庁への出向時に熊本地震を体験、その後本省へ帰任後は能登地震での現場派遣等の行政としての対応を通して、福祉施設の災害時の役割や課題について語られました。次に②については、地域によって異なりはありますが、少子高齢化に伴う人口減少の流れを各種人口推計のデータを基に説明され、しっかりとした「時間

基調講演



奥山晃正氏

軸」を持って、社会保障ニーズや活用可能資源の地域的差異を考慮した「地域軸」を踏まえた対応で、課題に対処していく必要があると説かれました。最後に③については、これまでの話を踏まえて「地域ごとの課題に対応する仕組み」「柔軟なサービス提供形態」「介護人材確保とキャリアアップ」「高齢者の健康支援」「デジタル技術の活用」「生産性の向上」「医療介護の連携」「DXの推進」について私見を交えまとめられました。

その後、奥山氏の講演を踏まえてグループワークへと進みました。グループワークについては、議題①「地域ごとの課題に対応する仕組み」、議題②「デジタル技術活用や生産性向上に向けた取り組み」について、参加者が7グループに分かれ、各法人施設の取り組みや課題等様々な意見が飛び交い活気のある意見交換の場となりました。そして1日目の研修終了後、参加者どうしの懇親を兼ね名刺交換会（立食パーティー）が開かれ、飲食を共にした賑やかな交流会となりました。

研修2日目は、熊本市北区にある「旅のよこび株式会社」代表取締役の宮川和夫氏が講師



宮川和夫氏

となり、記念講演「すべての人に旅のよろこびを」と題しお話しいただきました。講演では、多くの動画を交えながら宮川氏がこれまで携わってこられた旅行について紹介されました。中でも、高齢者や障がい者に特化したバス旅の動画では、これまで外に出ることがなかった方が旅行を通して喜んでいらっしゃる映像が流れ、参加者は皆、「施設や家庭といった閉じた領域から、外での福祉活動の可能性」という新たな視点が生まれたようでした。また、学生ボラン

ティアが宮川氏の企画する旅行に毎回参加することで、介護福祉の人材育成の一端を担うという意味で福祉事業への一定の貢献が見られました。

最後に、セミナー全体の振り返りを福岡県福祉施設士会の花田利生会長が報告し、次期開催県の長崎県福祉施設士会の志賀常盤会長の挨拶があり、閉会の辞を大分県福祉施設士会の丹羽一誠会長が述べて、熊本大会全日程を終了しました。

参加者
アンケート
から

【基調報告】藤田 久雄 会長
地域の中で多種の活動をされており勇気を貰った/会員として自分磨きと深みのある人間になるよう努めたいと感じた/当会の方向性やこれまでの歩みが分かった/職員との関わりが難しくなっている中でハラスメント対策について改めて気づかされた

【基調講演】奥山 晃正 氏
総合的な福祉のあり方を考えるきっかけになった/将来的なことを考えることができた/資料も豊富で後日見直しできそう良かった/実際の震災対応について知ることができ有益だった/講師が災害経験者であり今後役立つであろう気づきや発見があった

【グループワーク】
他施設の取り組みが知れて大変良かった/皆さま発表が上手く、グループメンバーの組み合わせも良かった/様々な種別や県の方と意見や情報交換ができた/他施設の取り組みを知り刺激を受けた/参加者の悩みが共有できた貴重な時間でした

【記念講演】宮川 和夫 氏
諦めていたことを実現することでその方の生きる活力を呼び覚ます素晴らしいお仕事だと感じた/相手の希望をくみ取り実現しようとする姿が印象的でした/面白い話であると同時に原点に帰らせていただくお話でした



東京都福祉施設士会主催

BCP作成研修 開催報告

東京都福祉施設士会 生涯研修委員長／
社会福祉法人わかば福社会 理事長

宇野 宏武 (10期 No.1494)

去る8月2日(金)に、東京都千代田区の新霞が関ビルを会場とし、フォックスブルー株式会社代表取締役の早川英樹氏を講師に招聘し、業務継続計画(BCP)作成の1日研修を開催いたしました。

BCPは高齢・障害分野において義務化され、児童分野において努力義務になっていることから、今回は、通所施設の保育を中心に、単に『ひな型どおりのカタチだけのBCP』ではなく、『実際に使えるBCP』に係る研修を実施しました。

開会にあたり、東京都福祉施設士会の高橋絃会長より、「早川先生はデータを基にお話しされるので、災害の参考にしましょう。」と話され、東京都福祉施設士会の事業も紹介しつつ挨拶をしました。

続いて、早川先生に講義いただきました。早川先生は、災害を実際に見て、各施設の災害による被害をなるべく少なくしようと、事例とその予見、その防止についていつも話されます。今回は1日研修で、お話は膨大な量になりましたので、その一部を紹介いたします。

〔早川先生の講義から〕

国のガイドラインでは、個々の園が対応しているように、BCPは、各園がどのような事態を想定し備えるかが重要です。また、高齢・障害分野においてはグレードアップも義務化されています。

BCPの必要性は、園児・保護者・職員・園を守ることにあります。地震の発生後16分間に全死亡者の95%が死亡しています。身の安全を確保するために、危険な物を見つけ、相対的に安全な所に行くことが重要です。感染症では新種の水際対策も含め、赤・緑のゾーニングによる感染予防確保が重要です。

保護者との連絡では、メール、電話(固定、携帯)、LINE等の中で災害時にどの通信手段を使えるか、また、アプリを使う方法は実際災害時に使えるかを調べておくことです。

通信手段が使えない時のために、例えば重要事項説明書で警戒レベル3(高齢者等避難開始)でお迎えと休園行政と事前に合意しBCPの実施も伝える)を記載しておき、災害時に保護者がお迎えをするようにします。なお、園よりもより危険な地域・通園路のため、お迎えが困難または危険と判断した場合は、状況に応じて安

全な場所への避難や園での待機等の対応をとることを付記します。

園長は災害時には動かないで、所定の場所に行きましょう。情報は定めた情報源から得て、情報が過多にならない為に他は切り捨てます。園児と職員の安否確認は所在と心身の状態を知って体制を整えます。園長は園の設備(非常灯、トイレ、冷蔵庫、食事3日分等)知っておき、BCPの発動と解除を行います。

危機管理は園が責任を持つので、例えば避難先の受入態勢が整っていない場合は避難はさせない、また、警戒レベル4(避難指示)の場合は保護者によるお迎えはさせない等の対応をとります。

なお、平常時に、就業規則の中に職員の非常時の対応(参集職員の処遇、園内泊、休業手当(注意:コロナの休業手当は国の特例で他には使えない)等)を入れて非常時に協力した職員に報いるように準備をしましょう。自己申告で参集出来る職員の曜日と時刻を予め知っておき、災害の準備と復旧の活動時刻帯は冬が7時~16時、夏が5時~18時位であることも目安としましょう。



早川先生監修のBCPは容量が多いので、辞書として使うこととし、実際の時は目次を見てその所だけ使用します。また、初期行動マニュアルは、園長がいなくても、園長は職員に行動させる権利があり、職員は不安なく実行する義務があるものとして作っています。

BCPに関して、園の出来る範囲を重要事項説明書に入れて保護者に理解・了解を得るようにしましょう。そうすると、園は仮に苦情を申し立てられたり訴訟を起こされたりした場合、「ここまでやった」と言えます。

早川先生からは、BCPの園内研修、訓練の立会い、BCPに関わる重要事項説明書の見直し、BCPのアップグレードに協力していただけるとのことです。

〔フォックスブルー株式会社概要〕

- 2009年4月に設立
 - 兵庫県神戸市と東京都新宿区にオフィスを設置
 - 主な事業内容
 - 幼稚園・学校・保育園、高齢者介護施設(老人ホーム)・福祉施設に向けた防災マニュアル作成や災害コンサルティング地震・風水害等といった大規模自然災害や不審者侵入、新型感染症にそなえた『BCP(事業継続計画)』を作成するとともに、職員様が日々の保育現場で活用できる『初期行動マニュアル』を作成している。
 - その他、高齢者施設の危機管理サポート、災害対策やBCP作成をテーマとする各種研修への講師派遣等を実施している。
- ▶ ホームページはこちら <https://www.foxblue.jp/>





あんてな



●日本福祉施設士会 令和6年7月～9月の活動報告

日付	会議・研修会名称	開催形式
7月1日(月)	第3回広報委員会	オンライン
7月8日(月)	第1回調査研究委員会	オンライン
7月23日(火)	第1回オンライン情報交換会	オンライン
7月29日(月)	第4回広報委員会	オンライン
8月8日(木)～9日(金)	第32回九州・沖縄ブロックセミナー熊本大会(会場:福岡県)	参集・オンライン併用
8月28日(水)	第2回生涯研修委員会	オンライン
8月28日(水)	第5回広報委員会	オンライン
9月2日(月)	第3回「福祉QC」全国推進委員会	オンライン
9月12日(木)～13日(金)	第45回全国福祉施設士セミナー(会場:和歌山県)	参集・オンライン併用
9月30日(月)	第6回広報委員会	オンライン

●会議・研修会報告

第3回広報委員会 7月1日(月)

本年8月以降のメールマガジンの内容、10月号以降の会報の内容等について協議しました。

第1回調査研究委員会 7月8日(月)

メールマガジンの「施設長のための業務チェックリスト(実践のポイント)取り組み紹介」の執筆分担等について協議しました。

第1回オンライン情報交換会 7月23日(火)

「SNSの活用」と「働きやすい職場づくり」をテーマに、会員および会員在籍施設職員計13名が参加し、Zoomを利用して情報交換を行いました。

第4回広報委員会 7月29日(月)

本年9月以降のメールマガジンの内容、10月号以降の会報の内容について協議しました。

第32回九州・沖縄ブロックセミナー熊本大会 8月8日(木)～9日(金)

82名が参加し、基調報告、基調講演、グループワーク、記念講演等を実施しました(「DSWIスクエア」参照)。

第2回生涯研修委員会 8月28日(水)

第1回オンライン情報交換会の振り返り、第2回オンライン情報交換会に係る協議等を行いました。

第5回広報委員会 8月28日(水)

本年9月以降のメールマガジンの内容、会報1月号の内容等について協議しました。

第3回「福祉QC」全国推進委員会 9月2日(月)

第28回「福祉QC」入門講座の振り返り、第34回「福祉QC」全国発表大会に係る協議等を行いました。

第45回全国福祉施設士セミナー 9月12日(木)～13日(金)

120名が参加し、基調報告、シンポジウム、オンライン講義、講演等を実施しました。

第6回広報委員会 9月30日(月)

本年11月以降のメールマガジンの内容、会報1月号の内容等について協議しました。

【日本福祉施設士会 行事予定】

令和6年10月～12月

10月1日現在

日程	会議・研修会名称	開催形式
10月9日(水)～10日(木)	第38回中国・四国ブロックセミナー(会場：島根県)	参集
10月24日(木)～25日(金)	第36回関東甲信越静岡ブロックセミナー (会場：静岡県)	参集
11月25日(月)	第2回オンライン情報交換会	オンライン
12月2日(月)	第34回「福祉QC」全国発表大会	参集

〈ご意見・ご感想の募集について〉

会報『福祉施設士』の記事や本会活動などについて、ご意見・ご感想をお待ちしています。下記事務局(全社協法人振興部)までメールまたはFAXにてお寄せください。

〈ご連絡〉

- ・会員名刺は1セット(100枚)2,000円(税込、送料込)で承っています。
- ・会員在籍施設表示板は1枚10,000円(税込、送料込)で承っています。2枚以上は1割引となります。
- ・在籍施設の異動等連絡先が変更となる場合はお早めのご連絡をお願いします。

事務局だより

▶9月12～13日に和歌山県「SHIRAHAMA KEY TERRACE HOTEL SEAMORE」にて第45回全国福祉施設士セミナーが開催されました。準備段階からご尽力いただいた和歌山県をはじめ近畿ブロック福祉施設士会の皆様、当日ご参加いただいた皆様、ご登壇いただいた皆様に、御礼申し上げます。

福祉施設士 vol.362

令和6年10月15日発行(年4回15日発行) 定価500円(本体455円+税10%)

発行：社会福祉法人全国社会福祉協議会 日本福祉施設士会

発行人：藤田 久雄

編集人：志賀 常盤

広報委員会：志賀 常盤(委員長)／松林 克典(副委員長)／辻元 るみ子(副委員長)／

村上 耕治／田尻 隆／田村 恵一／中川 尋史／大澤 澄男／田中 淳／豊田 雅孝／

山野 文照／桂 信一／丹羽 一誠／堤 洋三(担当副会長)

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
日本福祉施設士会事務局(全国社会福祉協議会 法人振興部内)
TEL：03(3581)7819 FAX：03(3581)7928
URL：<https://dswi-sisetusi.gr.jp/> メール：z-sisetusi@shakyo.or.jp



職員の笑顔が職場の元気 福利厚生で実現しましょう

会員数
約**27**万人
(2024年3月現在)



職員1人 毎年度**1万円**の掛け金で充実の内容!

※非常勤職員向けに5千円コースもご用意しています。

充実した 基本サービス



- 生活習慣病予防健診費用助成 最大**3,800円**
- 健康生活用品 毎年**1品**給付
- 電話健康相談 **無料**
- 永年勤続記念品 **5,000円～50,000円相当**の記念品
- 長期勤続者退職慰労記念品 **20,000円相当**の記念品
- お祝品 [結婚:**10,000円**の商品券 出産:**10,000円**の商品券 入学:**5,000円**の商品券]
- 弔慰金 [会員死亡:**60万円**(就業中・通勤中の事故の場合**180万円**) 配偶者死亡:**10万円**]
- 見舞金 [高度障害:**60万円** 後遺障害(就業中・通勤中の事故):最高**120万**
入院(就業中・通勤中の事故):1日につき**1,000円**
手術(就業中・通勤中の事故):損保会社の定める額
災害:法人**20万円** 個人**1～2万円**]
- 資格取得記念品 **5,000円相当**の記念品
- 各種講習会 受講料・教材費**無料**
- クラブ・サークル活動助成 1人あたり**1,000円**
- オリジナルカレンダー、オリジナル手帳、情報誌のお届け

地域密着 サービス

- 会員交流事業
会員同士の親睦やリフレッシュを目的としたグルメ、観劇、コンサート、ツアーなど
楽しいイベントや利用助成を全国各地で実施

お得な 優待割引 サービス



- 指定保養所 優待料金+**2,500円引**
- 会員制リゾート施設 法人会員料金
- 提携宿泊施設、国内・国外パッケージツアー、レンタカー
- スポーツクラブ、スクール
- ソウェル保険 [団体生命・総合医療保険・積立年金保険、傷害保険、入院保険、がん保険]
- 特別提携住宅ローン、特別資金ローン(多目的ローン)
- 文具・事務用品、書籍・CD、社用販売、子供用品、保健福祉用品・防災防犯用品カタログ販売
- 住宅建築、マイカー購入・リース、結婚式場・結婚支援サービス、葬祭サービス、引越サービス
- ソウェルクラブ“クラブオフ” 企業向けに各種福利厚生サービスを提供する(株)リロクラブと契約し提供しています。
○全国の宿泊施設、レジャー施設、日帰り湯、グルメなど、幅広い分野のサービス
○全国**200,000以上**のメニュー優待料金

資料請求はこちら

<法人・事業所のご担当者のみなさまへ>

サービスの詳細は資料をご請求ください。訪問もしくはオンラインを利用してご説明することもできます。



社会福祉法人 福利厚生センター

<https://www.sowel.or.jp> TEL. ☎0120-292-711

詳しくは または、お電話でお問い合わせください。

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3-1 NBF小川町ビルディング10階

